

Ⅲ. 安全の取組み

1. 事故・トラブルの対応

(1) 事故・トラブルの発生状況とその対応

① 過去5年間の事故・トラブルの発生概況

過去5年間の事故・トラブル（通勤災害、物品の亡失を含む。）の発生状況については次表のとおりです。

発生区分\年度	2012	2013	2014	2015	2016
研究船	7	3	12	9	14
「ちきゅう」	8	1	1	1	7
ブイ・係留系	8	1	1	9	7
構内	7	9	12	1	15
通勤・出張時	1	2	7	5	6
その他	1	3	5	5	2
合計	32	19	38	30	51

過去5年間の発生状況の合計件数を見てみますと、2013年度に20件を下回っていますが、2012、2014及び2015年度は30件台であり、2016年度は前年比で21件増加して51件となりました。

発生区分を見ると、研究船、「ちきゅう」、構内において事故・トラブル件数の増加が見られ、このうち乗組員、研究者等の負傷が20件発生しました。

負傷の原因については、不注意な行動によるものが多くを占めています。

通勤・出張時の事故・トラブル発生件数は、過去3年間では横ばい傾向にありますが、2016年度は出張時におけるレンタカーでの事故が軽微ではありますが2件発生しました。

② 2016年度の事故・トラブル発生概況

2016年度の事故・トラブルの55%（28件）が「研究船」「ちきゅう」及び「ブイ・係留系」に関連して発生しており、41%（21件）が「構内」「通勤・出張時」で発生しています。発生場所を「海上」「陸上」に分けると、「海上」25件、「陸上」26件でほぼ同数となりました。

また、人身事故は26件あり全体の51%、人身事故以外の事故・トラブルは25件あり全体の49%を占め、このうち物の破損が17件、残り8件は機器の不良に関するものであり、人身事故と物損事故等の割合はほぼ同じでした。

③ 事故・トラブルの原因分析

2016年度に発生した事故・トラブルについては、その原因を次のように分析しました。

「観測機器の管理」については、海底に設置した機器の

回収不能、設置した装置の原因不明の浮上、漂着や調査観測機器の亡失などがありました。設置前の点検、リスクアセスメントの実施、作業手順の再確認を行っていただければ回避できたと思われる事例がありました。

「作業の管理」については、作業手順の再確認やリスクアセスメントを実施せず、不注意に作業を行っている事例が見受けられました。

「作業環境管理」においては、揺れる船内での生活や狭い場所など通常的环境と違う場所での作業の際に、注意すべきことを事前確認しておけば防ぐことができたと思われる事例がありました。

2016年度については、事故・トラブルの発生件数が大幅に増加しましたが、JAMSTECではこの事実を重く受け止め、今後については事故・トラブルの再発防止及び撲滅を目指し、職員への注意喚起や教育・訓練を始めとした種々の安全対策を検討し、講じる予定です。

④ 事故・トラブルの事例

事例	再発防止策
開発中の観測装置試作機の動作機序について説明中に、射出装置のトリガー部に説明者の手が触れ、射出装置に装填されていたサンプラー支持用のシャフトが誤って射出され、天井の蛍光灯及びテーブルの天板を破損した。本装置は、深海底でサメ類など大型の捕食者から非致命的に組織を採集するためのもので、押バネを動力として水中に組織サンプラーを射出し、ターゲット生物から微量の組織を採集するもの。	シャフトはシステム本体から切り離されない構造とし、射出装置の射出部には大気中ではリッド（蓋）がかかる構造とした。
研究船内の研究員室にて執務中、トイレに行くため部屋を出ようとしたところ、大きな船体動揺があり、テーブルに胸を強打した。それ以来、胸部が痛み、下船後も痛みが続いたため、自宅近くの整形外科で診察を受けたところ、肋骨にヒビが入っていることが分かった。	船上では予期しない動揺に気を付けて行動する。また、乗船時の心得について再確認するよう、乗船者に注意喚起する。
横須賀本部構内において、職員が運転していたトラックが後進中に駐車車両と接触した。駐車車両は無人で、人的傷害はなかった。	トラックを後進させる際は一旦停止させたのちに周囲を十分に確認し、極低速で後進させる。トラックを運転する際の誘導員配置を徹底する。

自転車を利用しての出勤時に、駐輪場に向かう途中で縁石に躓き、自転車から落下し、転倒、負傷した。	構内の交通ルールの再検討
駿河湾の水深約1,550mに設置したトランスポンダ4本が回収不能となった。	トランスポンダ上部の索具が海底もしくは錘ワイヤーロープに引っかかり、浮上出来なかったものと推定されるが、対応策について検討中
職員が実験室への入室にあたり、室内履きへの履き替えのために履物を脱いでドアを開けたところ扉と床の間に左足親指を挟み、爪を剥がす負傷を負った。	実験室の利用方法の再検討 注意書きの掲示

⑤事故・トラブル防止の取組み

事故・トラブルが発生した際にはその内容を十分分析し、今後、同様の事故・トラブルを繰り返さないようにすることが重要です。そのためJAMSTECでは、事故・トラブルが発生した場合、その業務を所掌する部署からの事故報告書に基づき、再発防止策を講じます。

また、事故・トラブルの内容を労働安全衛生委員会で報告し、さらには構内各所に設置してあるHSE（衛生・安全・環境）ボードへの資料の掲示や安全情報サイトという所内向けウェブサイトへの掲載を行うなどして、職員に情報の展開を行っています。

(2) 緊急時の対応体制

JAMSTECでは、事故やトラブルなど緊急時の対処について遺漏がないよう万全を期すために、「事故・トラブル緊急対処要領」を定めています。この要領では、人命優先の原則、通報の原則、被害の拡大防止の原則、過大評価の原則を基本原則としており、この原則に沿うように対処方法を構築しているほか、想定される事故・トラブルについては、機構の全部署が発生した事故・トラブルを的確に把握し、共通認識を持って適切に事態に対応することを目的に、各事象を影響度ランク（ランク0～4の5段階に区分され、数字が小さいほど影響度は低いものとして設定されている。）を定めて分類しており、この影響度ランクに応じた対処方法により対応することとしています。

この「事故・トラブル緊急対処要領」については、これまでに発生した事故・トラブルを教訓とし、逐次改正を行っています。

また、定期的に緊急時を想定した対応訓練を行い、迅速に対応できるよう訓練を行っています。

2. 労働安全衛生の取組み

(1) 労働安全衛生委員会と各種パトロール

JAMSTECでは、労働安全衛生法に定めるところにより横須賀本部と横浜研究所においては労働安全衛生委員会を、むつ研究所及び高知コア研究所においては労働安全衛生連絡会を設置し、職員の安全と健康維持に関する事項の調査・審議をしており、事故・トラブル事例の紹介や労働安全衛生に関わる諸活動の報告など労働災害の防止についての情報を展開するなどして意見を交わしています。

また、各事業所において定期的に安全衛生パトロールや衛生職場巡視を行い、構内にある不安全箇所の発見と、その改善を行っています。

なお、JAMSTECでは、化学物質、放射性物質、高圧ガスなどを扱う危険・有害業務も日常的に行っているため、これらの業務の安全管理についても化学物質環境安全パトロール、放射線施設の安全パトロール、高圧ガスの使用状況の確認を定期的を実施し、化学物質の保管状況、放射線施設の維持管理状況、高圧ガスの使用状況などの安全性をチェックしています。

(2) ヒヤリハットの収集とリスクアセスメント

ヒヤリハットとは、「事故には至らないが、日常生活・業務の中で“ひやり”としたり、“はっと”した経験」のことを言いますが、ヒヤリハットは将来重大な事故や災害に至る可能性を示唆するものであり、この段階で不安全な因子を取り除くことで、事故や災害を防ぐことができると言われています。

JAMSTECでは、このヒヤリハットの収集に力を入れており、所内各所にヒヤリハット投稿用の「ご意見箱」を設置しているほか、ウェブからも投稿できるよう、意見を収集する体制を整備しています。

2016年度においては、ヒヤリハット収集の重要性を職員に啓発するため、昼休みに安全相談会を開催し、ヒヤリハットの投稿方法を説明しました。また、有益なヒヤリハットを投稿した者については、「安全改善促進賞」として、表彰を行いました。

なお、ヒヤリハットの収集件数は、2015年度が179件、2016年度が140件でした。



安全相談会を昼休みに開催し、職員に対し、ヒヤリハットの重要性や投稿方法などを説明しました



有益なヒヤリハットの投稿者に対しては「安全改善促進賞」として表彰を行いました

◆「安全改善促進賞」の表彰理由

1	「白鳳丸」船上で行われた「船内向け自主改善活動*」の講習の受講をきっかけに、積極的に「船内自主改善活動」に取り組み、合計46件の改善を行い、安全改善について見本となるべき活動を実施した。 (*）船内で実施可能なリスクアセスメント手法の一つで、国土交通大臣が作成する「船員災害防止実施計画」でも推奨されている。
2	ゴムボートが危険な状態で保管されていることに気づき、担当部署に改善を提案し、危険性を低減させた。
3	職場において不安全行動を行っていた職員を見かけ、危険を回避するための行動を素早く取り、また、その事例をヒヤリハットに投稿することにより、組織全体に注意喚起した。

(3) 教育・訓練

JAMSTECでは、職員の安全に対する意識向上を目的として、定期的に安全に関する講習会や講演会、研修を実施しています。2016年度については、以下の安全教育活動を行いました。

名称	内容（敬称略）
実験従事者安全講習会	<p>試薬などの化学物質、微生物、放射線を取扱う者に対して、その安全な取扱いに関する以下の内容の講習会を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【バイオ】遺伝子組換え実験の実施手続きについて ●【化学】JAMSTECにおける化学物質（薬品）の取扱いルールについてなど ●【放射線】使用許可の変更についてなど
安全セミナー (2回開催)	<ul style="list-style-type: none"> ●JAMSTECで過去に発生した重大事故（無人探査機「かいこう」・ピークルの漂流事故及び学術研究船「淡青丸」からの海中転落事故）を取上げ、過去の経験を風化させることなく再発防止の教訓として再確認しました。 ●国土交通省から講師を招聘し、「運輸マネジメントとリスク管理」と題して、安全管理に関するセミナーを開催しました。
普通救命講習	<p>応急手当のための心肺蘇生法、大出血時の止血法、異物の除去、搬送法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法などについて講習会を行いました。</p>



安全セミナーの様子

3. 実験の安全管理

(1) 化学物質の安全管理

①化学物質の安全管理

JAMSTECでは実験などで使用する化学物質（試薬等の薬品）に関し、PRTR法に定める対象物質の移動量を追跡していますが、JAMSTECにおける年間のPRTR法対象物質の年間取扱量は届出を要する取扱い（第一種指定化学物質：1トン以上、特定第一種指定化学物質：0.5トン以上）に達していないため、所要の届出は行っておりません。

また、不測の事故を防ぐため毒物・劇物、危険物等の有害性・危険性のある物質の管理を徹底しています。これら

(4) 情報伝達

JAMSTECでは安全衛生に関する情報を労働安全衛生委員会や関連する各会議の場で報告しているほか、職員に伝達・周知するための手段として職員向けのホームページ（安全情報サイト）の開設、メールニュース（安全ニュース）の配信、掲示物の掲示などを行い、多様かつ有機的な情報伝達活動を実施しています。



安全情報サイトのトップページ

(5) 構内セキュリティ

JAMSTECでは、職員の他にさまざまな訪問客を迎えています。施設の入口では警備員による24時間体制の監視と、研究室及び執務室がある建屋への入退管理はセキュリティカードによる出入口の制限等を行い、不審者の侵入や情報の漏洩等を防ぐよう、安全な環境の維持に努めています。

の薬品については、法令の定めるところにより、施錠や表示を行うことはもちろんですが、薬品を使用する事業所ではそれぞれの事業所の特性を活かした形で薬品管理の電子システム（薬品管理システム）を導入し、薬品納入時から全量消費に至るまでの在庫管理を行っているほか、定期的に化学物質環境安全パトロールや薬品実地検査を実施し、毒物・劇物を始めとする薬品類やドラフトチャンバーの管理状況などを点検しています。

②化学廃液の処理

試薬などの使用に伴い発生する化学廃液の処理に関しては、実験室系の排水系統には排水処理設備を有していない

ため全量（原液及び洗浄水）を回収し、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者を通じて処理をしています。

なお、実験室からの排水に関しては中和、曝気、生物処理を行った後に公共用水域（海域）に排出していますが、定期的に水質検査を行うことで排水基準を超過した排水の排出事故が生じないよう監視を行っています。

船上で実施する実験に伴い発生する化学廃液についても全量を回収し、陸揚げ後に産業廃棄物として処理を行っています。なお、地球深部探査船「ちきゅう」では、廃液の分別を行い、有害物質を含まない化学廃液については、希釈やpHの調整を実施後、必要に応じて再度有害性のチェックを行い、距岸50海里（約93km）以上離れた海域において海洋中に排出しています。

③化学物質のリスクアセスメント

労働安全衛生法が改正され、化学物質による発がんなどに代表されるような化学物質に起因する労働災害を未然に防ぐため、化学物質を取扱う業務については事前にリスクアセスメントを実施することが義務付けられました。

リスクアセスメントとは、職場や業務における潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するため手法のことです。

JAMSTECでは、法律の改正前から化学物質を取扱う場合は、それに係る危険性・有害性の調査を行うよう組織内のルールを定めていますが、この法律の改正を受け、さらなる化学物質リスクアセスメントの実行性を図るため、「化学物質リスクアセスメント指針」を定め化学物質リスクアセスメントの実施を推進しています。

④水銀汚染防止法への対応

「水銀に関する水俣条約」が2017年8月16日に発効し、これに伴い我が国においても「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が同日から施行されました。

JAMSTECでは有人潜水調査船「しんかい6500」のトリウム調整に水銀を使用しているほか、各種実験において水

銀化合物を使用しているため、水銀汚染防止法に対応すべく準備を行い、その一環として職員を対象とした説明会を実施しました。



水銀汚染防止法説明会

(2) 放射線の安全管理

①放射線の安全管理

JAMSTECでは生体機能や化学分析法に関する研究、海洋地質の調査のために放射性物質（RI）を使用した実験を行っています。そのため放射性物質の受入、払出、運搬、放射性廃棄物の保管、廃棄、放射線関連施設のメンテナンス等の業務が定期的発生します。放射性物質や関連施設、実験に従事する者等の管理については放射線障害防止法や労働安全衛生法、原子炉等規制法などの放射線管理に関連する法令に則り、健康診断、教育・訓練、被ばく線量測定などの管理を行っているほか、定期的なRIパトロールの実施、施設・設備のメンテナンス、施設周辺や事業所境界の放射能調査・放射線量調査を行い、放射線施設に異常が無いか、想定外の放射性物質や放射線の漏えいが無いかどうか等を監視しています。

JAMSTECではその前身である海洋科学技術センターであった平成15年に、北大西洋に設置した係留型観測機器（放射性物質として炭素14（¹⁴C）を14.8MBq搭載）の所在不明事故を起こしておりますが、それ以降は放射性物質の紛失・漏洩等の放射線に関連した異常な事象は認められておりません。今後についてもこれらの事故を教訓にして事故の再発を防止し、厳正に管理をしております。

②放射性廃棄物の処理

放射性物質を使用した実験から発生する固体状の放射性廃棄物については全量を回収し、公益社団法人日本アイソトープ協会に定期的に引き渡すことにより処理を行っています。

液体状の廃棄物については、固体状の廃棄物と同様に公益社団法人日本アイソトープ協会に定期的に引き渡すことにより処理を行っていますが、実験器具の洗浄などで発生する低濃度の排水については、排水処理設備において放射線障害防止法に定める濃度限度以下にし、公共用水域（海域）に排出しています。

放射性物質を含んだガスの排気については、HEPAフィルターなどのフィルターを介して放射性物質を捕集したのち、放射線障害防止法に定める濃度限度以下にし、大気中に放出しています。フィルターについては固体の放射性廃棄物と同様の処理を行っています。

また、JAMSTECでは電子顕微鏡用試料の染色や古環境の研究のために、少量の核燃料物質（国際規制物質）である劣化ウランやトリウムを所持しておりますが、使用した廃液については全量を回収し厳重に保管しています。

(3) バイオセーフティの取組み

①生物系廃棄物の処理

JAMSTECでは微生物や遺伝子組換え生物を用いた実験を行っていますが、これらの実験に伴う廃棄物については、高圧滅菌器（オートクレーブ）や薬剤等で確実に滅菌・不活化処理しています。処理後の廃棄物については、感染などの生物学的な有害性はありませんので、産業廃棄物としてその性状に合わせた処分を行っています。

② 遺伝子組換え実験・微生物実験の管理

JAMSTECでは前述のとおり遺伝子組換え実験や微生物を使用した実験を行っています。これらの遺伝子組換え生物や微生物はそのほとんどが人体に対して害の無いものですが、ごく希に人体に対して感染し、思わぬ疾病を発症させる可能性があるため、実験の方法、運搬、保管、廃棄方法については厳重に管理を行うことが求められています。

JAMSTECではカルタヘナ法や世界保健機関（WHO）が発行している実験室バイオセーフティ指針、国立感染症研究所の病源体等安全管理規程を参考に内部規程を定め、これらの実験を行う際には事前に外部機関の専門家を交えた組換えDNA実験安全委員会や微生物等実験安全委員会において安全性を審議したうえで実験の承認を行うこととし、実験室についても各実験のレベルに応じた対策を行い、生物災害が生じないよう厳正な管理を行っています。なお、JAMSTECでは微生物実験に用いる微生物として、重大な健康被害を起こす見込みのない微生物（リスク群2相当まで）に限定して実験を行うこととしています。

また、生物多様性の保全への取組みとしましては、「安全衛生及び環境配慮に係る基本方針」と「調査・観測活動に係る環境保全のための指針」に規範の順守と、生物多様性条約を尊重し、環境の保全、生態系の保全を最優先に考えることを明記しています。実際の調査・観測活動に際しては事前に研究安全委員会等でその安全性を審議し、生物多様性の保全に当たり問題がないかをチェックしています。

(4) 高圧ガス管理

JAMSTECでは、ICP質量分析計などを利用した機器分析業務や、有人潜水調査船「しんかい6500」の運用に伴い、アルゴン、ヘリウム、酸素など多くの高圧ガスを使用しています。これら高圧ガスの使用については、高圧ガス保安法を順守し、適切に高圧ガスを管理するためにルールを定めて保有している高圧ガスの量などを厳正に管理しています。

保有量の管理については、高圧ガスの納品時に在庫管理用のデータベースに登録のうえ高圧ガス管理票を発行し、この管理票を高圧ガス容器に掲示することで、保有量の把握に漏れがないようにしています。



可燃性ガスや毒性のあるガスについては、シリンダーキャビネットに収納し、高圧ガスの安全を確保しています



高圧ガス運搬用に専用の昇降機（エレベーター）を整備しました

(5) 危険物管理

JAMSTECでは、各種研究・開発活動や、船舶の運航に伴い、エーテル、アルコール類、各種油類などの危険物を取扱い、貯蔵しています。

これらの危険物は、消防法や市町村の火災予防条例の規制を受けるため、所内のルールを定めてその貯蔵量を常に把握し、厳正に管理しています。試薬として用いる危険物については、薬品管理システムによりその貯蔵状況を把握することができます。

また、研究・開発業務の増加に伴い、危険物に相当する試薬の使用量についても増加することが予想されるため、横須賀本部においては危険物保管用の倉庫を改修し、ま



改修を行った危険物保管用の倉庫（危険物屋内貯蔵所）

また、研究・開発業務の増加に伴い、高圧ガスの使用量についても増加することが予想されるため、横須賀本部の高圧ガス設備についてはシリンダーキャビネットの設置など、安全に高圧ガスを使用するための設備の整備を行いました。

た、エタノールで固定した生物サンプル専用の保管庫を新たに建設しています。

(6) 実験室等の危険性表示



実験室危険性表示パネルの例

科学・工学的な研究・開発を業務としているJAMSTECでは、実験室等で危険性を有した多種多様な設備や物品、薬品等を使用しています。

横須賀本部では、このような実験室等に存在する危険性を関係者以外の者に未然に周知し、かつ直感的に伝わるように各危険性に



実験室危険性表示パネルの掲示

じたイメージを使用したパネルを各実験室の入口に掲示し、注意喚起しています。

4. 防災の取組み

(1) 自衛消防組織

JAMSTECでは、火災及び地震等の災害発生時に公設消防や救援が到着するまでの間の初動活動や在構者の安全

確保をより円滑かつ確実にを行うことを目的として、消防法に基づき自衛消防組織を設置しており、実際の発災時にも確実に機能するよう、防災訓練などを実施しています。

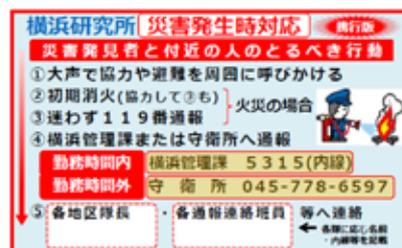


自衛消防組織による訓練の様子
(上：横須賀本部 下：横浜研究所)

(2) 災害への備え

① 災害発生時初期対応要領

JAMSTECでは、構内で災害が発生した場合など、緊急時に的確に初動の対応や連絡を行えるようにすることを目的として、職員全員にカードサイズの「災害発生時初期対応要領（携行版）」を配布しており、IDカードとともに

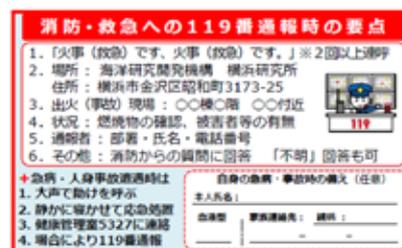


災害発生時初期対応要領（横浜研究所版）

携行することを推奨しています。

② 防災システムの導入

横須賀本部及び横浜研究所では、構内放送に連動した緊急地震速報システムを設置しており、「震度4」以上の揺れが予測される場合に「緊急地震速報」が全館及び敷地内に放



送（日本語及び英語）されます。

また、出張中や休暇中の職員を含め、災害時に職員の安否状況等の確認を迅速に行い、事業復旧や被害軽減のための初動対応のベースとするため、「緊急状況確認システム」を導入しており、職員個人のメールアドレスを登録することにより携帯電話やパソコンから安否確認の連絡を行うことができるようになっています。

③ 防災設備・資器材の整備

消火器、火災報知機等の法令に定める消防設備の整備は勿論ですが、その他にも自動体外式除細動器（AED）、災害発生時の救助に有用となるバールなどの工具が納められた救助工具格納箱、発災時に誰でも使用することのできる



横須賀本部の各所に設置されているファイヤーブランケット



防災関連資器材の取扱い訓練

ヘルメット、ファイヤーブランケット（耐熱加工ガラス繊維で作られている布状のシートで、火元にかぶせることで空気を遮断し、消火することができ、初期消火に有用です。）などを要所に設置しており、災害時に備えています。また、これら取扱方法の訓練については、防災訓練時に実施しています。

④非常用物品の備蓄

災害時に備えて、JAMSTECでは、医薬品、懐中電灯、糧食などの非常用物品を備蓄しており、防災訓練に併せて定期的に点検・入替を行っています。

⑤流出油防除資機材の準備

横須賀本部及びむつ研究所は海に面しており、事業所敷地内に船舶の係留施設を有しています。このことから、船舶の燃料油等の海洋への流出事故が想定されるため、これらの事業所では流出油の防除用にオイルフェンスや油吸着剤などの防除資機材を準備しています。

2006年には横須賀本部に隣接する公共岸壁において、係留中の漁船から燃料油が流出したため、その防除作業に協力しました。

(3) 防災対応教育・訓練

①防災訓練

JAMSTECでは、災害が起きた場合、人的・物的被害を最小限にし、早期に事業運営を復旧するため、様々な対策を講じていますが、それに併せて、年に1回以上各事業所において総合防災訓練を実施しており、地震・津波を想定した総合訓練、火災を想定した避難訓練、消火器操法及び応急救護の個別訓練などを実施しています。

2016年度に実施した防災訓練は以下のとおりです。

実施日	訓練内容
2016年 6月22日	東京事務所総合防火・防災訓練 (富国生命ビルにより実施)
11月 7日～18日	横須賀本部地区隊別個別訓練
11月 7日	高知コアセンター防災避難訓練
11月 9日	横須賀本部本部隊消火支援班個別訓練
11月10日	横浜研究所総合防災訓練
11月10日	むつ研究所総合防災訓練

11月11日	東京事務所総合防火・防災訓練 (富国生命ビルにより実施)
11月16日	横須賀本部総合防災訓練
11月25日	横須賀本部深海総合研究棟及び生態環境実験棟個別訓練
2017年 3月13日	国際海洋環境情報センター防災訓練



防災訓練の様子
(左：横須賀本部における消火器による消火訓練
右：横浜研究所における起震車による地震体験)

②救命講習

災害時のみならず、傷病者が発生した時に応急的な対応ができるよう、応急手当の方法、心肺蘇生法及びAED取扱方法について学ぶ「普通救命講習」を消防署の協力を得ながら行っています。この講習については、初任者研修や防災訓練時に実施するほか、年に2回程度定期的に開催しています。

(4) 地域防災への貢献

高知県南国市にある高知コア研究所は土佐湾の海岸線から2km弱の位置にあり、その周辺は津波発生時に避難できるような高台や高層の建物が少ないため、同研究所では津波発生時の地域の避難場所として開放できるよう整備を行っています。

横浜研究所についても東京湾の海岸線から600m程度の立地にあるため、横浜市金沢区と「津波発生時における施設等の提供協力に関する協定」を締結しており、津波発生時の避難場所となっています。この協定では、横浜研究所地球情報館2階の図書館と4階の事務所部分に100名の津波避難者を受入れることが取決められています。

また、横須賀本部は消防団に積極的に協力している事業所として横須賀市消防局から「消防団協力事業所」の認定を受けており、JAMSTECは地域防災に積極的に貢献しています。



消防団協力事業所の表示証 (横須賀本部)